

ここが問題 戦争法案

飯島 滋明(名古屋学院大学准教授)

2015年5月15日、安保法制と言われる法案が国会に提出された。この法案だが、「安全保障法制」などと自公政権は命名した。しかし、実際には海外での武力行使を可能にする法案であり、「平和安全法制」などと称するのは「看板に偽りあり」と言わざるを得ない。法案の性質を正確に示す名称で呼ぶのであれば、「戦争法案」と呼ばれるべきものである。

しかもこの戦争法案、6月4日の衆議院の憲法審査会で自民党推薦の憲法学者である長谷部恭男早稲田大学教授も「憲法違反」と切り捨てたように、「武力の行使」を禁じ、「交戦権」を否認した日本国憲法では認められない、憲法違反の法案である。

(1) 地理的制約の撤廃

戦争法案が成立すれば、自衛隊が世界中で行動できるようになる。現行自衛隊法3条2項1号では、「我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動」が自衛隊の任務となっている。

一方、今回の改正自衛隊法案では「我が国周辺の地域における」の部分が削除されている。「我が国周辺の地域における」という文言を削除することで、地理的な制約を取り払い、世界中で自衛隊が活動することが目指されている。

また、周辺事態法では「後方地域支援」、「後方地域搜索救助活動」とのように、自衛隊の行動には「後方地域」という地理的な制約があったが、「重要影響事態法案」では、周辺事態法で用いられていた「後方地域」という地理的な制約がなくなり、「後方支援活動」「搜索救助活動」とされている。

自衛隊法や周辺事態法をこのように改正することで、自衛隊の活動範囲を日本周辺に限定していたあり方が変更され、世界中で自衛隊が行動することが目指される。

(2) 集団的自衛権の行使

集団的自衛権は憲法上認められないという憲法解釈が、60年近くにわたる政府の立場であった。一方、戦争法案では、日本が攻撃されていない場合でも、日本が危機になる可能性が高いとの理屈をつけて、

海外での自衛隊の武力行使が可能にされる。

たとえば日本が攻撃されていないが、「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」にあたる場合が「存立危機事態」(改正武力攻撃事態法案2条4号)とされている。そして「存立危機事態」の際にも武力行使が認められ(法案3条4項)、国民や自治体、医療機関、報道機関などの「指定公共機関」が国の措置に協力させられる(法案3条1項)。こうしてアメリカの戦争支援のために日本の「国家総動員体制」が構築される可能性がある。

なお、日本に対する「武力攻撃事態」や、日本が攻撃されていないのに外国と一緒に海外で武力行使をすることになる、いわゆる集団的自衛権の行使のための「存立危機事態」の際、海上自衛隊の部隊が「停船検査」や「回航措置」などの措置を行うことも法案では認められている(改正外国軍用品等海上輸送規正法案1条)。

(3) 自衛隊の海外での武力行使範囲の拡大

「国際平和支援法案」では、国際社会の平和と安全を脅かし、日本も積極的に寄与する必要があると政府が判断する事態が「国際平和共同対処事態」とされている(法案1条)。

そして「国際平和共同対処事態」の際、「協力支援活動」(法案3条2項、7条2項)、「搜索救助活動」(3条3項、法案8条1項)、「船舶検査」(改正船舶検査法案2条)などを行うことになっている。後方支援の内容だが、「重要影響事態法案」3条2項別表1で「物品の提供には、武器の提供を含まない」とされていることの反対解釈として、「弾薬の提供」は「重要影響事態法案」では可能となる。また、周辺事態法では「物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まない」とされていたが、「重要影響事態法案」ではこの部分が削除されている反対解釈として、「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」も可能となる。「搜索救助活動」については、目の前で戦闘行為が行われている現場でも「搜索救助活動」が可能とされる(国際平和支援法案2条3項但書)。

また、「任務遂行のための武器使用」は「武力の行使」が禁じられている憲法9条との関係で認められないとされてきたが(1992年2月4日衆予算委員会での宮澤喜一首相答弁など)、改正PKO協力法案などでは

